

裁判官弾劾裁判所に対し、裁判官の独立を最大限尊重し、審理にあたっては
慎重かつ謙抑的な判断を求める会長声明

現在、裁判官訴追委員会は、特定の裁判官のSNSへの投稿等が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」(裁判官弾劾法2条2号)に該当する事実があったとして、裁判官弾劾裁判所に対して罷免を求めて訴追を行っている。

当会は、特定の事案における弾劾裁判の審理に関し、意見を述べるものではない。

しかし、裁判官弾劾制度の運用について、裁判官の独立の観点から意見を述べるものである。

憲法は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定め(76条3項)、裁判官の独立を保障する。

そして、この裁判官の独立を保障するために、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」(78条)と定めて裁判官の身分を強く保障する。

これを受けて、裁判官弾劾法2条は、裁判官を罷免とできるのは、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき」(裁判官弾劾法2条1号)、または「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」(同法2条2号)に限られるとしている。

弾劾裁判により裁判官が罷免とされた場合、その裁判官は裁判官としての職を失うとともに(同法37条)、他の法曹資格も失うことになる(弁護士法7条2号、検察庁法20条2号)。さらに、退職手当の全部又は一部が支給されなくなる(国家公務員退職手当法12条1項1号)という、極めて重大な効果が生じることになる。

そのため、裁判官を弾劾裁判によって罷免とするためには、これだけの苛烈な効果に見合うだけの行為であるかが慎重に問われなければならない。

法律上、裁判官を罷免とするためには、裁判官が職務上の義務に「著しく」違反

し、又は職務を「甚だしく」怠ったとき（裁判官弾劾法2条1号）、または、裁判官としての威信を「著しく」失うべき非行があったとき（同法2条2号）に限られるものと規定され、極めて限定的なものとされていることは、かかる趣旨で理解されるべきものである。

過去に弾劾裁判所において罷免が宣告された件数は7件あり、これらは収賄、公務員職権濫用、児童買春、ストーカー行為、盗撮行為といった、いずれも犯罪行為あるいはそれに匹敵する著しい不正行為に限られていた。これは、憲法上の要請である裁判官の身分保障を守るべく、罷免事由を厳しく限定してきた結果に他ならない。

また、上記のような罷免とされることの苛烈な効果に鑑みると、審理の対象なる行為は、過去に罷免判決が下された事案に匹敵する行為であるか等を慎重に判断すべきである。

以上の理由から、当会は、弾劾裁判所に対し、弾劾裁判の審理に際しては、裁判官の独立を最大限に尊重し、慎重かつ謙抑的な判断をするよう求めるものである。

以 上

2022（令和4年）4月25日

茨城県弁護士会

会長 亀 田 哲 也